

# 私道への下水道管布設の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図ることを目的に下水道管を布設する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(私道の要件)

第2条 下水道管を布設する私道は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 両端又は一端が下水道管の布設されている公道に接続していること。
- (2) 幅員が1.8m以上あって、下水道管を布設する余裕があること。
- (3) 私道部分が分筆され、道路としての形態を成し、公衆の用に供されていること。

(布設要件)

第3条 私道に下水道管を布設するには、次の各号に掲げる要件が備わっていることとする。

- (1) 当該下水道管を利用する家屋が2戸(家屋の所有者が同一人であるものは、1戸と算定する。)以上あり、その全戸がすみやかに排水設備の改造及び汲み取り便所の水洗化をすることが明らかであること。
- (2) 私道敷の所有者が下水道管の布設を承諾していること。
- (3) 私道敷の使用期間は下水道管の存置期間とし、使用料が無償であること。
- (4) 私道敷の所有権を第三者に譲渡し、当該土地に制限物件、その他の権利を設定し、又はこれらの権利を譲渡する場合は譲受人その他新たに権利を取得する者に対し、下水道管布設部分の使用権を受け継がせる旨の確約が得られていること。
- (5) 第6条の規定により、当該下水道管の廃止又は布設替を行う場合は、それに伴う費用又は補償は、当該私道敷所有者又は関係者の負担とすること。

(布設申請)

第4条 私道に下水道管の布設を希望する者は、代表者を定めて、下水道管布設申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添付して申請するものとする。

- (1) 下水道管布設希望者名簿(様式第2号)
- (2) 下水道管布設承諾書(様式第3号)
- (3) 私道平面図及び土地所有者区画図(様式第4号)
- (4) 公図(法務局に備えつけのもの写し)
- (5) 私道所有者の土地登記簿謄本又は抄本(所有権を示すもの)
- (6) 私道部分の現況写真

(採否の決定)

第5条 公営企業管理者は前条の申請があったときは、必要な調査を行い、申請の採否を決定し、その結果を下水道管布設決定通知書(様式第5号)により、申請の代表者に通知するものとする。

(廃止又は布設替)

第6条 土地の所有者は事情の変更により、当該下水道管の廃止又は布設替を必要とするときは、関係者の同意書を付し、公営企業管理者の承諾を受けなければならないものとする。

2 前項の規定により廃止又は布設替をする者は、それに要する諸費用を負担しなければならないものとする。

(完成後の措置)

第7条 工事完了後の下水道管の所有権は、前橋市とし、下水道管の維持管理は、市が行うものとする。

2 新たに利用の申出をした者がいるときは、追加接続に対して承認すること。

附則

この要綱は、昭和44年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和50年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年12月5日から施行する。

平成	年度	No.
----	----	-----

## 下水道管布設申請書

平成 年 月 日

( あて先 ) 前橋市公営企業管理者

申請者代表

住 所

氏 名

㊞

連絡先 電話 ( )

排水設備の改造及び汲み取り便所の水洗化工事を行うについて、下記の私道に下水道管の布設を希望するため関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に基づく下水道管が布設された場合には、別添下水道管布設希望者名簿に署名している水洗化希望者は、すみやかに排水設備の改造及び汲み取り便所の水洗化工事を施工します。

### 記

1 . 私道の位置 前橋市 町 丁目 番地内

- 2 . 添付書類
- (1) 下水道管布設希望者名簿 ( 様式第 2 号 )
  - (2) 下水道管布設承諾書 ( 様式第 3 号 )
  - (3) 私道平面図及び土地所有者区画図 ( 様式第 4 号 )
  - (4) 公図 ( 法務局に備え付けのものの写し )
  - (5) 私道所有者の土地登記簿謄本又は抄本 ( 所有権を示すもの )
  - (6) 私道部分の現況写真

様式第2号(第4条関係)

下水道管布設希望者名簿						
住 所		氏 名	印	すみやかに水 洗化実施 の諾・否	様式第4 号の図面 対象番号	摘 要
1				諾・否		
2				諾・否		
3				諾・否		
4				諾・否		
5				諾・否		
6				諾・否		
7				諾・否		
8				諾・否		
9				諾・否		
10				諾・否		
11				諾・否		
12				諾・否		

## 下水道管布設承諾書

平成 年 月 日

（あて先）前橋市公営企業管理者

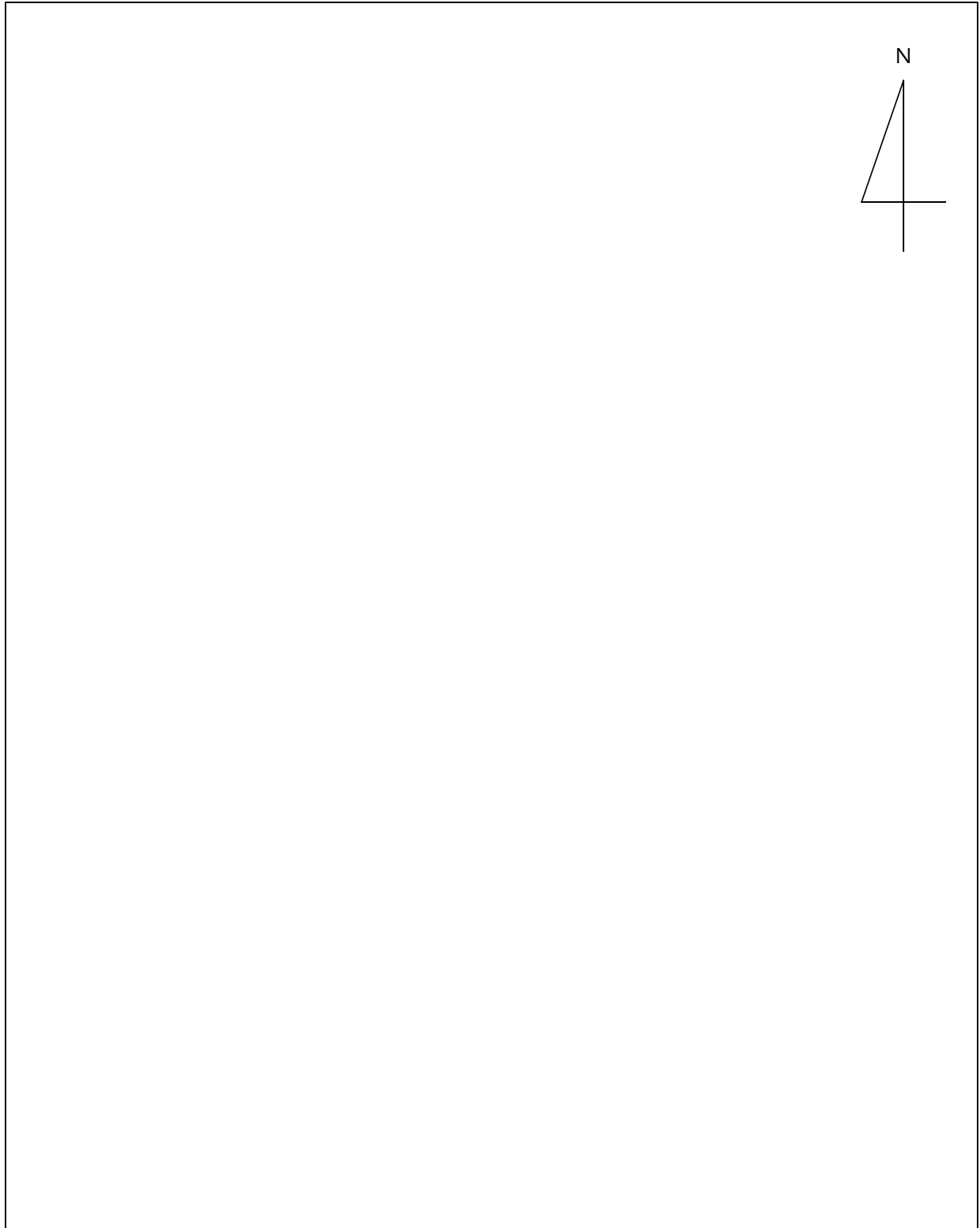
私の所有する下記の土地（私道）に下水道管を布設することを承諾します。

私道の土地の表示			土地の所有者			様式第4号の図面 対象番号
町名	地番	面積	住所	氏名	印	

### 記

1. 土地の使用料は無償とし、使用期間は下水道管の存置する期間とします。
2. 下水道管の維持管理上障害となる工作物を設置しません。
3. 新たに下水道の利用申し出をした方があるときは、追加接続に対して承認します。
4. 当方の都合により、下水道管の廃止又は布設替を要する場合は、管理者の承諾を受けるとともに、これに要する経費は当方の負担とします。
5. 上記土地の所有権を移転し、又は新たに権利を設定しようとするときは、その譲受人又は権利を取得する方に対し、この承諾内容を承継又は承認してもらいます。

## 私道平面図及び土地所有者区画図



- (注) 1. 様式第2号、第3号の図対象番号を本図面の中に記入し、各戸の地番・氏名を記入してください。
2. 公道と私道の区別を明らかにしてください。
3. 私道部分の(周囲の)公図を添付してください。
4. 取付管の希望位置を記入してください。

平成	年度	No.
----	----	-----

前 水 下 建  
平成 年 月 日

様

前橋市公営企業管理者

## 下水道管布設採否決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました下水道管布設については、審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

### 記

1. 申請の採否 採 否

2. 否とした場合その理由

3. その他 条件

- (1)申請のあった水洗化希望者は、工事完成後すみやかに『配水設備工事確認申請書』を下水道管理課普及係へ提出してください。
- (2)完成後の下水道管は、前橋市の所有に帰属するものとします。
- (3)完成後の下水道管の維持管理は、水道局の責任において行います。
- (4)新たに利用の申し出をした方があるときは、追加接続に対してご承認をお願いします。
- (5)本書の内容変更及び定めのない事項については、必要に応じて申請者代表と協議して定めるものとします。